

公募型プロポーザル方式の実施について

次のとおり、公募型プロポーザル方式の実施について公告する。

令和7年4月4日

一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也

1 業務名称

一宮市水道料金徴収等業務委託（以下「本業務委託」という。）

2 業務対象区域

一宮市給水区域及び一宮市が必要と定めた区域とする。但し、収納業務及び滞納整理業務については、日本国内とする。

3 業務委託内容

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 開栓・閉栓業務
- (4) 調定・収納業務
- (5) 水道新設開始・水道改造開始・下水開始等台帳登録業務
- (6) メーター入出庫及び保管業務
- (7) 検定満了メーター一括取替業務
- (8) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱業務
- (9) 滞納整理業務
- (10) 電子計算処理業務
- (11) 統計業務
- (12) 不納欠損準備及び債権管理業務
- (13) 災害時の対応業務
- (14) 時間外の待機業務
- (15) その他(1)から(14)に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

4 委託期間

本業務委託の委託期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。但し、契約締結日から令和8年3月31日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は受託者の負担とする。

また、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することがある。

5 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和 2 年度以降において、給水人口 20 万人以上の水道事業体と本業務委託内容と同種又は類似の業務について契約をし、受託業務実績を有している者であること。
なお、本業務委託内容と同種又は類似の業務とは、水道使用の中止開始届・地下埋設物照会などの受付業務、窓口での水道料金等の収納業務、定例のメーター指針確認及び審査・再調査を行う検針業務、中止開始届に係る開閉栓業務（中止精算を含む）、給水停止実施を含む滞納整理業務、電算システムの開発・運用の電子計算処理業務、メーター入出庫及び保管業務までの業務を全て含むものとする。
- (6) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又は ISO27001 の情報セキュリティ関連認証等を取得していること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
- ② 親会社を同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は、民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう）を兼ねている関係。

6 一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）、一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）等の交付及び参加申込み手続は次のとおりとする。

- (1) 交付方法
一宮市公式ウェブサイト>しごと・産業>企画提案>営業課の企画提案からダウンロードすること。
ID：1065357
- (2) 参加申込書の提出期限及び時間
募集要領に記載のとおり。

- (3) 提出先
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎 10階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当
- (4) 提出書類
募集要領に記載のとおり。

7 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和7年4月21日（月）付けで参加申込事業者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送で通知する。

8 提案書等の提出

- (1) 提出期間及び時間
募集要領に記載のとおり。
- (2) 提出先
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎 10階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当
- (3) 提出方法
提出方法は、参加事業者による持参とする。
- (4) 提出部数
 - ① 業務提案書正本（様式第8-1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ② 業務提案書副本（様式第8-2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
 - ③ 提案見積書（様式第9-1号）及び見積内訳書（様式第9-2号）・・・・・・各1部
 - ④ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第11号）・・・・ 1部
 - ⑤ 電子媒体による業務提案書（正本）を記録したCD-R・・・・・・・・ 1枚
- (5) 業務提案書の内容、その他詳細は募集要領に記載のとおり。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日時及び場所 プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書により通知する。
- (2) 実施時間 プレゼンテーションは各参加事業者 30分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを30分程度行う。
- (3) 実施方法
募集要領に記載のとおり。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番
プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、参加申込時の受付番号の順とする。

10 提案書等の審査及び受託候補事業者の選定

- (1) 評価検討会は、一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補事業者として選定する。
- (2) 受託候補事業者の選定決定は、令和7年6月下旬に文書での通知を予定している。
なお、電話等による問い合わせには応じない。

11 契約の締結

管理者は、受託候補事業者と業務提案内容を基本とする契約条件について協議の上、一宮市水道事業等契約規程に基づき契約を締結する。

12 契約保証金

一宮市契約規則第8条第3号に基づき免除とする。

13 支払条件

本業務委託の委託料の支払い開始は令和8年4月の業務終了からとし、各月末終了後、請求に基づき支払う。

14 その他

詳細は、実施要綱及び募集要領によるものとする。

【問い合わせ先】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・土谷

電話番号 0586-85-7094

電子メール eigyou@city.ichinomiya.lg.jp